

自家用電気工作物保安管理業務仕様書

1. 業務名 自家用電気工作物保安管理業務
2. 場所 森林総合研究所北海道支所（札幌市豊平区羊ヶ丘7番地）
森林総合研究所林木育種センター北海道育種場
（江別市文京台緑町561番地1）
3. 目的 自家用電気工作物の巡視・点検及び測定を行い未然に電気事故等を防止するとともに電気技術基準の規定に適合しない事項がある場合に、必要な指導・助言を受け施設の正常な維持管理を行うことを目的とする。
4. 契約期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
5. 電気施設 別紙1（北海道支所）及び別紙2（北海道育種場）のとおり
6. 森林総合研究所北海道支所における業務内容
（北海道育種場については別紙2保安業務の細目及び基準（北海道育種場）による）
 - （1）各点検は下記のとおり。
 - ①月次点検 主として運転中の施設の外観点検・測定試験を行う（一ヶ月に一回）
点検施設 研究本館、生物環境調節実験施設、苗畑調査実験室及び実験林内の受電盤及び配電盤・電力線
 - ②年次点検 主として全停電を行い、施設の運転を停止し点検及び測定を行う（一年に一回）
点検施設 当所が所有するすべての施設
 - ③臨時点検 異常の発生又は発生する恐れのある場合、必要に応じて行う
点検施設 当所が所有するすべての施設
 - （2）次表の電気工作物の点検及び測定については、当所が委託請負業者の意見を聞き当所の負担において行うものとする

電気工作物の種類	点検又は測定試験
取り扱いに法令による特定の資格を要する機器又は技術秘密にふれる機器	主開閉器から各機器の1次側電路までの外観点検及び絶縁抵抗試験（実施可能なものに限る。）以外の点検及び測定試験。
非常用予備発電装置のうち主として原動機及びこれの付属品。	外観点検、観察点検、起動試験、絶縁抵抗試験、設置抵抗試験、継電器試験他各種試験以外の分解点検及び調整。
移動して使用する電気機器及びこれに付属する電線。	常時、電路に接続して使用されるもの及び点検時に現場に置かれてあるもの以外のものの点検及び測定試験。
ネオン、照明塔等の高所にあるもの及びその他点検困難なところにあるもの。	点検現場において容易にできるもの以外のものの点検及び測定試験。
密閉防爆機器のように構造上点検できない機器	外観点検及び絶縁抵抗試験以外の点検及び測定試験。

7. 電気事業法第107条第2項に基づいて行う立入検査には、その都度、当所の通知で委託請負業者が保安職員を派遣して行うものとする。
8. 電気事故、その他電気工作物に異常が発生し又は発生する恐れがある場合に、委託請負業者が行う応急処置の指導は、当所職員から電話連絡又は保安職員の派遣により行うものとする。この場合、当所は委託請負業者が応急措置の指導を行うために、必要とする電気事故の発生箇所・異常の状況・その他の情報を的確に請負業者に連絡することとする。
9. 緊急時の出動態勢について、要請した後2時間以内に当所の電気設備に保安職員が到着できる体制を整えていること。
10. 平日の営業時間外及び休日・祝日の連絡体制は、保安管理会社の責任者もしくは代務者・エリア担当者に転送電話等で確実に通話できるシステムが整備されていること。
11. 当所は研究本館の他、附属棟群、環境調節実験施設、4温室、標本館、苗畑調査実験室、車庫棟（発電機室含む）の施設、実験林内CO₂観測施設、高低圧電力空中線路があることから、非常時に受電部から障害発生部までの間、それぞれの作業配置につける保安職員を確保すること。
12. 契約締結後に保安管理業務の全部又は一部を他の者に再委託しないこと。
13. 電気事業法施行規則第52条の2における各号に定める要件を満たしていること。

※ それぞれ点検終了後は、点検結果報告書及び測定記録を提出すること。

別紙 1

1. 事業場名称 森林総合研究所北海道支所
2. 所在地 札幌市豊平区羊ヶ丘7番地
3. 電話 (011) 851-4131 (代表)
(011) 590-5517 (用度係長直通)
4. 設備内容 1) 設備容量 785kVA
2) 受電電圧 6600V
3) 非常用予備発電装置 250kVA 1基
5. 電気施設 下記のとおり

電気室

低圧電灯盤			低圧動力盤			P-1 (ボイラー室)		
A-L1-1	100A	100/200V	A-MR-1	30A	200V	200V 主幹		
A-L1-2	75A	100/200V	A-MR-2	75A	200V	100V 主幹		
A-L2-1	150A	100/200V	A-MR-3	30A	200V	ボイラーBH-1 MC 200V		
A-L2-2	100A	100/200V	受水槽室電源	50A	200V			
A-L3-2	75A	100/200V	1F動力分電盤	100A	200V	ボイラーBH-2 MC 200V		
A-P1-1	100A	100/200V	3F開閉器	50A	200V			
A-P1-2	100A	100/200V	3F顕微鏡室開閉器			消火栓ポンプユニット C 52 200V		
A-P1-3	175A	100/200V		75A	200V			
A-P1-4	175A	100/200V	予備	150A	200V			
A-P3-1	75A	100/200V	予備	50A	200V			
A-P3-2	75A	100/200V	予備	100A	200V			
A-P3-3	150A	100/200V	非常電灯動力盤					
A-P3-4	100A	100/200V						
A-P3-5	175A	100/200V	A-L1-2	50A	100V			
標本館電灯	100A	100/200V	A-L2-2	50A	100V			
車庫電灯	100A	100/200V	A-L3-2	50A	100V			
P-1	30A	100/200V	予備	50A	100V			
SOG電源	20A	100V	交換機	30A	100V			
盤内電源	20A	100V	直流電源装置	100A	100V			
予備	100A	100/200V	予備	50A	100V			
予備	100A	100/200V	排煙機	150A	200V			
受水槽室電源	30A	100V	消火ポンプ	75A	200V			
外灯主幹	75A	100V	P-1	100A	200V			
MC 52-L124	30A	100V	直流盤電源装置	30A	200V			
外灯NO.1 (正面)	30A	100V	3F低温恒温器室					
外灯NO.2 (道路)	30A	100V		30A	200V			
			予備	50A	200V			

P-2	3F	低温恒温器室
受水槽室	(A-P3-4)	(分電盤)
主幹 ELB75A 200V	主幹 100A 100/200V	分岐上左1 100V
MC 52-11B 200V	送り 100A 100/200V	その他主幹50A 100/200V
6-11A 200V	塔屋東側動力	
42-11A 200V	MC左 200V	
42-11B 200V	MC右 200V	
6-11B 200V		
車庫	塔屋中央動力	
主幹 50A 100/200V	MC左 200V	
ポトヒータング 200V	MC右 200V	
標本館		
(標本館電灯分電盤)	塔屋西側動力	
主幹 50A 100/200V	MC左 200V	
屋外正面横	MC右 200V	
ポトヒータング 100V		
ポトヒータング 200V		
MC 100V		

環境調節実験棟電気室

非常用低圧電灯盤	常用低圧動力盤	附属（特殊）実験棟機械室 (P1, P2)
特殊電灯 7.5A 100V	四連低温BOX 7.5A 200V	電気ヒーター盤 200V 特殊電灯 100V/200V (商用) 特殊電灯 100V (商用、自家発)
樹病電灯盤 5.0A 100V	低温四連BOX ABCD	
生物電灯 5.0A 100V	10.0A 200V	
苗畑調査実験棟 3.0A 100V	群落動力 7.5A 200V	
樹病隔離温室 2.0A 200V	野兎動力 1.0A 200V	
樹病隔離温室 2.0A 200V	生物動力 1.0A 200V	
常用低圧電灯盤	鳥類動力 7.5A 200V	育種温室
野兎電灯 5.0A 100/200V	予備 1.0A 200V	動力制御盤 (噴霧器・左)
生物電灯 5.0A 100/200V	予備 1.0A 200V	MC 200V
特殊電灯 22.5A 100/200V	特殊動力 3.0A 200V	(噴霧器・右)
鳥類電灯 5.0A 100/200V	人工光動力 (A, B)	MC 200V
廊下電灯 5.0A 100/200V	4.0A 200V	
日長電灯 5.0A 100/200V	予備 2.0A 200V	
測定室 1.0A 100/200V	日長動力 2.0A 200V	
樹病電灯 7.5A 100/200V	非常定圧動力盤	樹病隔離温室
群落電灯 7.5A 100/200V	エアコン主電源 2.0A 200V	温室制御盤
昆虫飼育装置操作盤 1.0A 100/200V	低温貯蔵庫 1.0A 200V	MC 1 200V
鳥獣飼育場 5.0A 100/200V	共通電源 5.0A 200V	MC 2 200V
室内灯 2.0A 100V	エアコン ELB 4.0A 200V	東西温室
	特殊動力 2.0A 200V	群落水耕温室動力制御盤
	特殊動力(3・4) 1.0A 200V	MC 42-1 200V
	自然光C1C2 1.0A 200V	MC 42-2 200V
	自然光A1A2 1.0A 200V	MC 42-3 200V
	自然光B1B2 1.0A 200V	
	自然光D1D2 1.0A 200V	
	樹病隔離温室1 200V	
	樹病隔離温室2 200V	

自 然 光 室	(A B C D室操作盤)	(A, B室操作盤)
(操作盤 8)	MC 5 2 HA 200V	MC 1 A 200V
MC MS 0 200V	MC 5 2 BHA 200V	MC 3 A 200V
MC MS 1 200V	MC 5 2 LA 200V	MC 5 A 200V
MC MS 2 200V	MC 5 2 FA 200V	MC 6 A 200V
MC MS 3 200V	MC 5 2 RA 200V	MC 7 A 200V
MC MS 8 200V	MC 5 2 FB 200V	MC 8 A 200V
MC MS 9 200V	MC 5 2 HB 200V	MC 9 A 200V
MC MS 1 0 200V	MC 5 2 BHB 200V	MC 1 0 A 200V
MC MS 1 1 200V	MC 5 2 FC 200V	MC 1 1 A 200V
MC MS 1 5 200V	MC 5 2 HC 200V	MC 1 B 200V
MC 5 2-H 200V	MC 5 2 BHC 200V	MC 3 B 200V
MC 5 2-HB 200V	MC 5 2 F 1 D 200V	MC 5 B 200V
MC MS 1 2 200V	MC 5 2 F 2 D 200V	MC 6 B 200V
MC 5 2-1 3 200V	MC 5 2 H 1 D 200V	MC 7 B 200V
MC 5 2-1 3 B 200V	MC 5 2 H 2 D 200V	MC 8 B 200V
(操 作 盤)	MC 5 2 DHA 200V	MC 9 B 200V
MC MS 1 200V	MC 5 2 DRHA 200V	MC 1 0 B 200V
MC MS 2 200V	MC 5 2 DHB 200V	MC 1 1 B 200V
MC MS 3 200V	MC 5 2 DHC 200V	MC R 1 A 200V
MC MS 4 200V	MC 5 2 DRHC 200V	MC R 2 A 200V
MC MS 5 200V	MC 5 2 DHH 1 D 200V	MC 5 2-H 200V
MC MS 6 200V	MC 5 2 DH 2 D 200V	MC R 1 B 200V
MC MS 7 200V	MC 5 2 DRHD 200V	MC R 2 B 200V
		MC 5 2-HB 200V

苗畑管理棟		
引込開閉器盤		
電灯引込開閉器盤	KS 75A	100/200V
動力引込開閉器盤	KS 30A	200V
電灯分電盤		
主MCCB	100A	100/200V
屋外ポンプ室		
エハラプレッシャーP盤		
MC		200V
39号柱(観測所引込盤)		
観測所引込盤		
主MCCB	50A	100/200V
ボンベ庫		
MC	20A	100V
サブタワー		
MC	30A	100V
発電機室		
発電機盤		
MC	上	200V
MC	88A	200V
MC	88W	200V
MC	88P	200V

別紙 2

保安業務の細目及び基準（北海道育種場）

委託契約の対象となる自家用電気工作物（以下「電気工作物」という）は、次のとおりとする。

事業場名称	森林総合研究所 林木育種センター北海道育種場
所在地	江別市文京台緑町561番地1
電話	(011) 386-5087 (代表) (011) 386-5420 (FAX)
設備内容	受電設備 100kVA 受電電圧 6600V 発電設備 非常用発電装置 72kVA 200V
電気施設	下記のとおり

- 1 受託者は、委託者の保安規定に基づき電気工作物の保安管理業務について次の各号により行うものとする。
 - (1) 電気工作物の維持及び運用が適切に行われるよう、指導・協議または助言を行うとともに、当該電気工作物の点検、測定及び試験を定期的に行い、経済産業省令で定める技術基準及び電気商品取締法の規定に適合しない事項があるときは、必要な指示または助言を行うこと。
 - (2) 電気工作物の事故発生等の場合は、応急措置の指導をするとともに事故原因の探求に協力し、再発防止につとめるべき措置を指導または助言し、必要に応じて精密検査を行うこと。
 - (3) 法令の定めによる法人検査の立会いを行うこと。
- 2 保安管理業務についての点検、測定及び試験は、次の基準により行うものとする。
 - (1) 月次点検 (主として運転中の設備を点検することをいう。)
二ヶ月に一回
 - (2) 年次点検 (主として運転中の設備を停止して点検することをいう。)
一年に一回
 - (3) 臨時点検 (必要に応じ設備の内部を点検することをいう。)
必要の都度
- 3 委託者は、受託者が保安管理業務を行うに当たり、受託者が指示した事項または受託者と協議決定した事項については、速やかに必要な措置をとり、または受託者が助言した事項については、その意見を尊重するものとする。
- 4 委託者は、受託者が行う点検、測定及び試験の業務に関する計画の策定及び実施について協力するものとする。
- 5 受託者は、必要に応じ委託者の記録を調査し、書類、図面の保存状況について質問を行い意見を述べるものとする。
- 6 保安業務担当者の資格及び通知は次の各号によるものとする。
 - (1) 受託者は、対象自家用電気工作物の保安管理業務を実施する者（以下「保安業務担当者」という。）には、電気事業法施行規則に適合する者をあてる。
 - (2) 保安業務担当者は、必要に応じ他の保安業務（以下「保安業務従事者」という。）に保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。

- (3) 保安業務担当者並びに保安業務従事者は、保安業務従事者証を常に携行するものとする。
- (4) 保安業務担当者並びに保安業務従事者は、必要に応じ補助者をもって、保安管理業務の実施を補助させる事ができるものとする。
- (5) 前各項で定める保安業務担当者並びに保安業務従事者については、受託者の事業所への連絡方法とともに書面をもって、委託者に知らせるものとし、委託者はその内容を確認することとする。
- (6) 受託者は、保安業務担当者等の変更を行う必要が生じた場合は、書面をもって委託者に知らせるものとする。
- (7) ただし、前5項及び6項は、電気事業法施行規則附則第4条の経過措置に基づくものとする。

7 北海道育種場 電気施設

キュービクル	研究実験棟
(電灯) 実験棟電灯 125A 100V 事業施設電灯 100A 100V 多目的棟電灯 125A 100V 車庫棟電灯 75A 100V	電灯(1) 主幹MCCB 100A 一括 電灯(2) 主幹MCCB 100A
所内電源 15A 100V 事務所棟電灯 200A 100V	研究実験棟 裏ﾌﾟﾚﾊﾞﾝｽ 右側 電灯MCCB 30A 動力MCCB 30A
(動力) 多目的棟動力 100A 200V 実験棟動力 100A 200V 予備 75A 200V	研究実験棟 裏ﾌﾟﾚﾊﾞﾝｽ 左側 電灯主幹 MCCB 50A 一括 動力主幹 MCCB 100A 一括 MS-1 MS-2
事務所棟	ポンプ室 右側
L-1 主幹 175A L-1-1主幹 100A	MCCB 60A MCCB 125A MCCB 20A
多目的棟 一番奥の建物	ポンプ室 左側(道路側)
電灯 100A Mg P1 50A	MCCB 50A MCCB 30A MCCB 50A